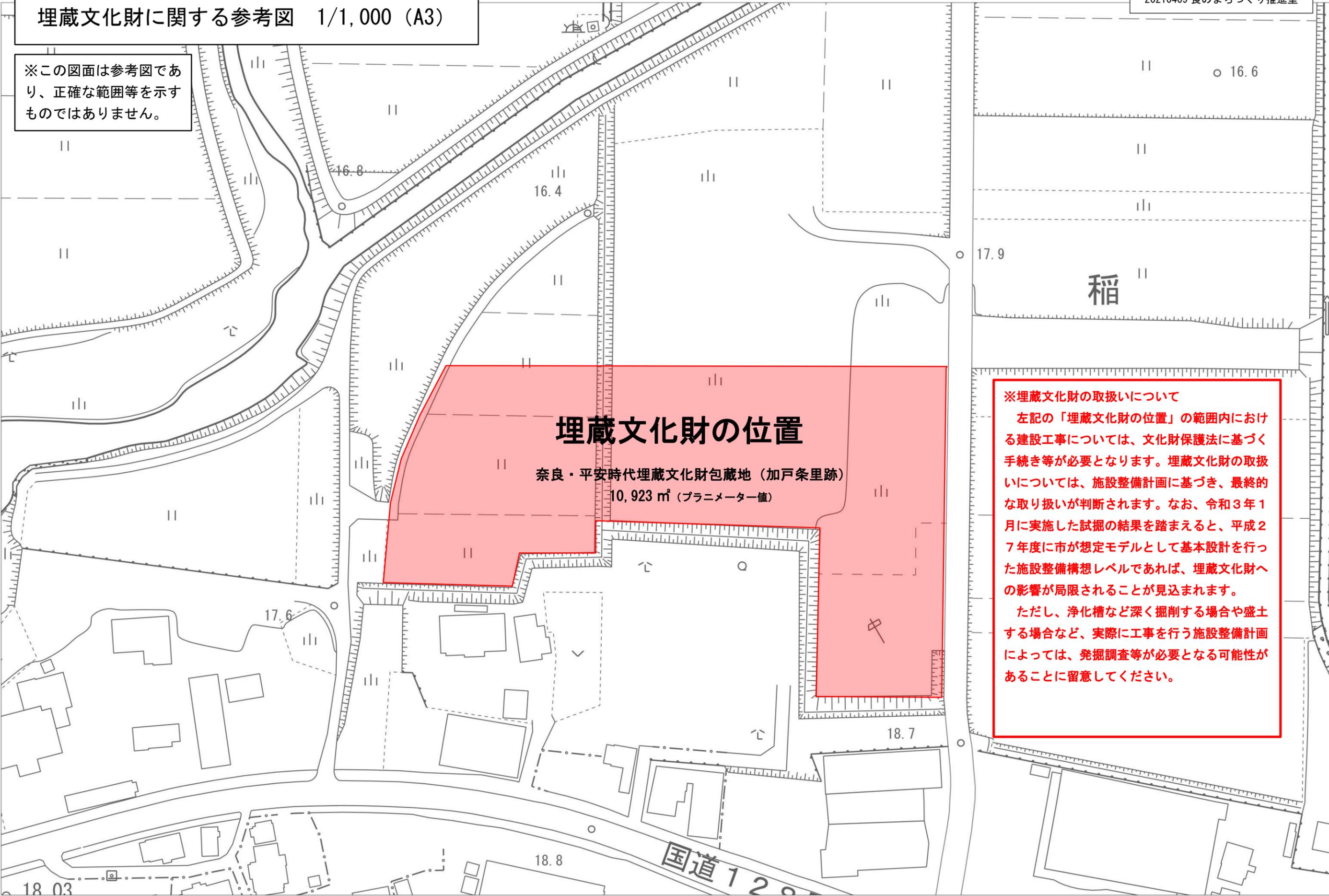


# 埋蔵文化財に関する参考図 1/1,000 (A3)

※この図面は参考図であり、正確な範囲等を示すものではありません。



**※埋蔵文化財の取扱いについて**

左記の「埋蔵文化財の位置」の範囲内における建設工事については、文化財保護法に基づく手続き等が必要となります。埋蔵文化財の取扱いについては、施設整備計画に基づき、最終的な取扱いが判断されます。なお、令和3年1月に実施した試掘の結果を踏まえると、平成27年度に市が想定モデルとして基本設計を行った施設整備構想レベルであれば、埋蔵文化財への影響が局限されることが見込まれます。

ただし、浄化槽など深く掘削する場合や盛土する場合など、実際に工事を行う施設整備計画によっては、発掘調査等が必要となる可能性があることに留意してください。